

町村週報

(町村の購読料は会費
の中に含まれております)

2629号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号 : 電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955
発行人 山中昭栄 : 定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

<http://www.zck.or.jp>

ひばり(北海道)



閑話休題

人類は一つの家族である

筑波大学名誉教授 村上 和雄

平成18年に広島で国際平和会議が開催され、ノーベル平和賞受賞者が来日した。それは次の三名である。亡命生活の中、愛と非暴力でチベットの問題を解決しようとするダライ・ラマ法王。南アフリカの不条理な人種差別政策を廃止させ、人々の和解につとめるデズモンド・ツツ大主教。北アイルランド独立闘争で犠牲になつた子供たちのために立ち上がったベティ・ウィリアムズ氏である。

三人の発言は、民族、宗教、国家の次元を超え、図らずも、「人類は一つの家族である」ということで一致していた。それぞれが、想像を絶する苦難を乗り越えながら、弱者に対して温かい手をさしのべ、不正義に敢然と今なお闘っている。そのような三人の姿に接し、私たちは大いなる勇気をいただいた。

私はこの会議の総会司会をつとめた。その中で次のように発言した。医学・生物学上で20世紀の最大の発見は、DNAの構造の発見と、遺伝の仕組みがわかったことである。その結果、カビも昆虫も、植物も動物

も人間も、生きとし生けるものすべては、同じ遺伝子暗号を使っていることがわかった。

このことは、相争っている人間も、自然環境の変化にさらされているすべての生物も、最初に生まれた命につながっている兄弟姉妹であることを意味している。

だからこそ、人と人が愛し合い、助け合い、そして、人間以外のすべての生物を思いやる心が大切であることを、生命科学の現場にいる者として感じている。

この会議の最後に採択された広島国際平和会議の共同宣言文には次のような一節があった。「私たち人類は一つの家族です。私たちは、他者が味わっている苦しみ、痛み、無関心であることをやめて、子ども、弱者、高齢者の問題を、世界全体で考えなければならぬのです。問題が起こっているその原因は、私たち自身にあります。そして、その解決もまた私たち自身から始まるのです。世界を変えるのに必要な力は、あなたの中にあるのです。」

随想	情報	フォーラム	政 策	政 策
我が人生奇也	旧東ドイツ地域の人口減少社会への対応(その一)	自治体国際化協会ロンドン事務所長 務台 俊介	滋賀県町村会長 多賀町長 夏原 覚	2008年度の地方財政計画を決定 「計画規模が6年ぶりに増加(解説)」 2008年度地方交付税法等改正案 「ふるさと運動」で生み出した地域の宝「福島県三島町」 町村Navi
(16)	(13)	(12)	(8)	(5)

写真募集

本誌表紙に掲載の写真を募集しています。四季折々の風物や行事など適当な写真がありましたらご寄贈下さい。(写真には題名、町村名を付けて下さい)

なお、採否は当方に一任願います。送り先:全国町村会・広報部

2008年度の地方財政計画を決定

解 説

計画規模が6年ぶりに増加

総務省は1月25日、2008年度地方財政計画をまとめ国会に提出した。喫緊の課題である地方の再生に向けて特別枠「地方再生対策費」4、000億円を創設したのが特徴。この結果、毎年度減少を続けていた地方交付税が15・4兆円、前年度比1・3%増と増加に転じ、地方財政計画の規模も83・4兆円と6年ぶりの増となった。

昨年の参院選での与党大敗を受けた「地方」重視を具体化したもので、「地方再生対策費」は特に財政状況が厳しい地域に重点配分する。しかし、特別枠を除くと地方財政計画規模は前年度比0・2%減となる。このため、職員数2・8万人の純減や投資的経費の前年度比3・0%減など歳出改革は継続する。結局、社会保障関係の国庫補助事業や公債費等の歳出の増要因がある中で、「骨太方針2006」に沿って引き続き地方歳出を抑制するとの基本方針を維持。その枠内で、歳出の「特別枠」として地方再生のため「地方再生対策費」を捻出、かろうじて地方交付税総額と地方財政計画規模の拡大を実現したといえる。

◆地方交付税も増加

08年度の地方財政計画は、極めて厳しい地方財政の状況を踏まえ、歳出面では、「骨太方針2006」に沿って

円とした。人口要素と面積要素を基本に算定するが、合併市町村についても旧市町村単位で算定した額を合算することで合併後のまわづくり財源を確保した。

国の取組みと歩調を合わせて歳出全般にわたって見直しを行い計画的な抑制を図る。その一方、喫緊の課題である地方の再生に向け地方の知恵と工夫を生かした産業振興や地域活性化、生活の安全安心の確保、などの施策推進に財源の重点的配分を図る。歳入面では、地方税負担の公平適正化の推進と安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保。引き続き生じる大幅な財源不足について地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補てん措置を講じる、との方針で策定した。

また、地方交付税は法定率分14兆6、657億円に、06年度精算減分や07年度繰越分、交付税特会借入金支払利子、剰余金活用等を加減した結果、前年度比2、034億円、1・3%増を確保。これに臨時財政対策債2兆8、332億円(前年度比7・7%増)を加えた実質的な地方交付税総額は同4、066億円、2・3%増の18兆2、393億円となる。なお、地方税と交付税原資となる国税の伸び鈍化を勘案、必要な交付税総額を確保するため08年、09年度に予定している交付税特会借入金金の償還を14年度、15年度以降に繰り延べた。

08年度から創設する「地方再生対策費」は、「地方と都市の共生」の考え方の下、地方税の偏在是正により生じる財源を活用して地方の自主的・主体的な活性化施策に必要な歳出を計上するもので、地方交付税の算定を通じて市町村、特に財政状況の厳しい地域に重点的に配分。配分額は都道府県1、500億円、市町村2、500億

この結果、08年度の地方財政の姿は、地方財政計画規模が83兆4、014億円(前年度比2、753億円、0・3%増)、地方一般歳出は65兆7、626億円(同276億円、0・0%増)とした。また、地方再生に向けた活性化施策の充実等に対処するため、地方税を前年度比0・2%増の40兆4、703億円計上するとともに、地

政 策

方交付税は同1・3%増の15兆4、061億円を確保し、一般財源総額は59兆8、858億円(同6、592億円、1・1%増)となった。なお、財源不足は前年度(4兆4、200億円)を上回る5兆2、476億円に拡大したが、従前と同じ方式で補てん。国と地方が折半して補てんすべき額は生じないことになった。

なお、08年度末の地方の借入金残高(見込み)は、前年度より2兆円減少するものの197兆円と依然、高い水準にある。交付税特別会計借入金残高も前年度と同額の33・6兆円ある。

地方財政計画の規模が増額に転じたことを踏まえ、1月22日に開催された全国都道府県財政課長等会議で総務省の佐藤文俊財政課長は、「これまでは税がそれほど増えない中で交付税が減って年々財政運営が厳しくなってきたが、08年度は税収はほとんどだが特別枠分の増額を中心に増えるところが多いので、楽になるとまでは言えなくても少しは息がつける状況になるのではないか」との認識を示し、これらの財源を活用して「地域の将来に明るい展望が開けるような政策を展開してほしい」と要請した。なお、佐藤課長は「人件費や投資的経費を中心に歳出抑制の方針は維持しており、これまでと同様、地方行革、歳出抑制努力は求められる」とも述べた。

◆市町村税は0・5%増に

歳入総額の内訳をみると、地方税の収入見込額は、道府県税18兆8、403億円(前年度比0・1%減)、市町村税21兆6、300億円(同0・5%増)の合計40兆4、703億円(同0・2%増)を見込んだ。うち、市町村民税は10兆1、890億円(同1・1%減)、固定資産税は8兆8、867億円(同2・4%増)、軽自動車税は1、690億円(同3・3%増)、市町村たばこ税は8、321億円(同3・4%減)、入湯税は259億円(同4・9%増)などとなっている。

また、地方譲与税は7、027億円(同0・9%減)、地方特別交付金等は総額4、735億円(同51・8%増)、地方交付税は15兆4、061億円(同1・3%増)とした。国庫支出金は10兆831億円(同0・9%減)で、うち義務教育教職員給与と費負担金が1兆6、795億円(同0・7%増)、公共事業費補助負担金が2兆7、211億円(同4・8%減)、地方道路整備臨時交付金が6、825億円(同3・9%減)などとなっている。

地方債は、9兆6、055億円(同0・5%減)を計上した。公的資金の重点化と地方債資金の市場化を引き続き推進するとともに、09年度までの3年間、財政健全化計画・公営企業経営健全化計画を策定し行政改革・経営改革を行う自治体

を対象に公営企業借換債と合わせて5兆円規模の公的資金の補償金免除繰上償還も行う。このほか、使用料・手数料は1兆6、220億円(同1・4%減)、雑収入は5兆382億円(同0・4%減)を見込んだ。

歳出では、うち給与関係経費は総額22兆2、071億円(同1・4%減)とした。地方財政計画上の職員数は、骨太方針2006の5年間で5・7%純減目標に基づく純減を各年度均等に行うた上で、義務教育教職員の改善増などを見込み全体で2万8、319人の純減とした。うち、給与費・退職手当を除くは19兆7、813億円(同1・5%減)、義務教育教職員給与は6兆1、355億円(同0・2%増)、消防職員給与と費は1兆2、242億円(同1・7%増)などとなっている。なお、退職手当は退職者増を見込み総額2兆3、865億円(同0・2%増)を計上した。

一般行政経費の総額は26兆5、464億円(同1・4%増)を計上した。うち、国庫補助負担金等を伴う経費は11兆5、660億円(同3・0%増)、国庫補助負担金を伴わない一般行政経費は13兆8、410億円(同0・8%減)とした。自治体の自助努力を促す観点から既定の行政経費を縮減する一方、地域に必要な行政課題に対し重点的配分を図るとしている。なお、貸付金1兆9、358億円を計上するとともに、現年発生災害等年度途

中の追加財政需要に備えるため5、700億円も計上した。国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費は、医療制度改革に基づき08年4月から後期高齢者医療制度が施行されることに伴い、従来の国民健康保険関係事業費から名称変更し、国民健康保険の保健基盤安定制度(保険料軽減分)3、226億円、都道府県国保財政調整交付金4、762億円、国保財政安定化支援事業1、000億円、後期高齢者医療制度の保健基盤安定制度(保険料軽減分)2、406億円を合算した1兆1、394億円を計上した。

このほか、地方再生対策費を新たに4、000億円計上した。自治体が自主的・主体的に取り組む地域活性化対策に必要な経費を地方税の偏在是正により生じる財源を活用する。また、公債費では地方債の元利償還金13兆3、796億円(同1・7%増)とした。維持補修費は総額9、680億円(同0・9%減)を計上した。

投資的経費は総額14兆8、151億円(同2・7%減)で、うち国庫補助負担金を伴わないものは8兆3、307億円(同3・0%減)とした。

投資的経費の内訳は、国の直轄事業に対する地方自治体の負担額(直轄事業負担金)は1兆1、152億円(同1・9%減)、国の予算に計上された国庫補助負担金等の額

政 策

地方財政計画歳入歳出一覧

(1) 歳入歳出総括表

(単位：億円、%)

区 分	平成20年度 (A)	平成19年度 (B)	増 減 額 (A)(B)(C)	増 減 率 (C)(B)	備 考
(歳入)					
地 方 税	404,703	403,728	975	0.2	
地 方 譲 与 税	7,027	7,091	64	0.9	
地方特例交付金等	4,735	3,120	1,615	51.8	
地方交付税	154,061	152,027	2,034	1.3	
国庫支出金	100,831	101,739	908	0.9	
地 方 債	96,055	96,529	474	0.5	
使用料及び手数料	16,220	16,455	235	1.4	
雑 収 入	50,382	50,572	190	0.4	
計	834,014	831,261	2,753	0.3	
一 般 財 源	598,858	592,266	6,592	1.1	
(歳出)					
給与関係経費	222,071	225,111	3,040	1.4	
退職手当以外	198,206	201,283	3,077	1.5	
退職手当	23,865	23,828	37	0.2	
一般行政経費	265,464	261,811	3,653	1.4	
補助	115,660	112,300	3,360	3.0	
単独	138,410	139,510	1,100	0.8	
国民健康保険・後期高齢者 医療制度関係事業費	11,394	10,001	1,393	13.9	
地方再生対策費	4,000	-	4,000	皆増	
公 債 費	133,796	131,496	2,300	1.7	
維持補修費	9,680	9,766	86	0.9	
投資的経費	148,151	152,328	4,177	2.7	
直轄・補助	64,844	66,444	1,600	2.4	
単独	83,307	85,884	2,577	3.0	
公営企業繰出金	26,352	27,249	897	3.3	
企業債償還費普通会計負担分	18,092	18,915	823	4.4	
その他	8,260	8,334	74	0.9	
不交付団体水準超経費	24,500	23,500	1,000	4.3	
計	834,014	831,261	2,753	0.3	
(地方再生対策費を除く)	(830,014)	(831,261)	(1,247)	(0.2)	
地方一般歳出	657,626	657,350	276	0.0	公債費、企業債償還費普通会計負担分、不交付団体水準超経費を除く
(地方再生対策費を除く)	(653,626)	(657,350)	(3,724)	(0.6)	

(2) 歳入歳出構成比

歳 入	平成 20年度	平成 19年度	差 引	歳 出	平成 20年度	平成 19年度	差 引
地 方 税	48.5	48.6	0.1	給与関係経費	26.6	27.1	0.5
地 方 譲 与 税	0.8	0.9	0.1	一 般 行 政 経 費	31.8	31.5	0.3
地方特例交付金等	0.6	0.4	0.2	地 方 再 生 対 策 費	0.5	-	0.5
地方交付税	18.5	18.3	0.2	公 債 費	16.0	15.8	0.2
[臨時財政対策債含む]	21.9	21.5	0.4	維 持 補 修 費	1.2	1.2	0.0
国庫支出金	12.1	12.2	0.1	投 資 的 経 費	17.8	18.3	0.5
地 方 債	11.5	11.6	0.1	公 営 企 業 繰 出 金	3.2	3.3	0.1
使用料及び手数料	2.0	2.0	0.0	不交付団体水準超経費	2.9	2.8	0.1
雑 収 入	6.0	6.0	0.0	計	100.0	100.0	-
計	100.0	100.0	-				

を基礎に算定した公共事業費は5兆3、692億円(同2.5%減)とした。また、国庫補助負担金を伴わない投資的経費のうち一般事業費の総額は5兆981億円(同2.2%減)、道路や都市公園、厚生、教育、住宅等の住民生活に身近な生活関連施設等の整備を図る普通建

設事業費として5兆309億円を計上した。また、国庫補助負担金を伴わない投資的経費のうち特別の地方債等を財源に公共施設を整備する特別事業費は総額3兆2、326億円(同4.2%減)を計上した。うち、過疎対策事業費は7、855億

円、地域の活性化に向けた喫緊の政策課題である循環型社会の形成や少子・高齢化対策、地域資源の活用促進、都市再生、科学技術の振興、情報通信基盤の整備を推進する地域活性化事業費は1、119億円、合併特別事業費は1兆13

5億円、防災に強い安全なまちづくりに推進のための防災対策事業費は1、369億円それぞれ計上した。このほか、公営企業繰出金は総額2兆6、352億円(同3.3%減)で、うち企業債の元利償還にかかるものは1兆8、092億円(同4.4%減)とした。

(自治日報記者 井田正夫)

政 策

解説

2008年度地方交付税法等改正案

「地方再生対策費」を創設

政府は1月25日の閣議で、地方交付税法等改正案・2008年度当初予算関連を決め、今通常国会に提出した。地方再生に向けて、「地方再生対策費」4、000億円を創設するとともに、連続して減少していた地方交付税総額を15兆4、061億円、前年度比1・3%増としたのが特徴。臨時財政対策債を加えた実質的な地方交付税も同2・3%増となった。地方六団体が昨年秋の全国大会で「地方交付税の還元・増額と機能回復」を決議し、政府に要請した。その成果の現れともいえるが、今回の交付税総額増加は地方税の偏在是正で生じた財源を活用した「地方再生対策費」の創設と交付税特別会計借入金償還の繰り延べによりかろうじて実現したもの。しかも、地方財政計画規模は「地方再生対策費」を除くと0・2%減となるなど「骨太方針2006」の歳出抑制の方針は、依然、維持したままだ。瀧野欣彌総務事務次官も先月の全国町村会定期総会で、地方財政は09年度以降も厳しい状況が続くとの見通しを強調した。08年度を起点にその後も地方交付税総額が増加するとの「期待」はむずかしそうだ。

総額を前年度比1・3%増に
 地方交付税法等改正案は、地方交付税の総額の特例 基準財政需要額の算定方法の改正 減収補てん債特例交付金の創設（地方特例交付金等の地方財政特別措置法改正）などを盛り込んでいる。
 総額の特例では、地方交付税の法定率分14兆6、657億円に一般会計の加算措置（既往法定分）6、744億円 06年度精算分

2、000億円（減） 07年度繰分5、869億円 交付税特別会計借入金支払利子5、711億円の活用等2、502億円、などを加減し、総額15兆4、061億円、前年度比1・3%増を確保した。これに臨時財政対策債2兆8、322億円（前年度比7・7%増）を加えた実質的な地方交付税総額は18兆2、393億円、同2・3%増となる。また、交付税原資と

なる国税の伸び鈍化を勘案し、08年度、09年度の交付税特別会計借入金の償還を14年度以降に繰り延べるなど26年度までの現行償還期限の中での見直しも行った。

基準財政需要額の算定方法の改正では、地方再生に要する経費の財源を措置するため、当分の間の措置として「地方再生対策費」を創設したほか、少子・高齢社会に対応した地域福祉施策の充実、障害者の自立支援、高齢者の医療の確保、国民健康保険の財政基盤の強化 特別支援教育の充実、教育情報化対策、私学助成の充実、自治体における情報化施策の推進 魅力ある地方の創出、住民の生活に直結する公共施設の整備・維持管理、観光立国推進対策、治安維持特別対策、消防救急業務 環境と調和した循環型社会の形成に向けた自然環境の保全、廃棄物の発生抑制や再利用の促進、快適な環境づくり、などに要する経費の財源を措置した。

うち、「地方再生対策費」は、地方税の偏在是正により生じる財源を活用して、地方と都市の「共生」の考え方の下、地方が自主的・主体的に行う活性化施策に必要な経費を基準財政需要額において包括的に算定するため、当分の間の措置として創設したものの、4、000億円のうち都道府県分は1、5

政 策

地方再生対策費試算額（各県別内訳）

（単位：百万円）

団体名	都道府県分	市町村分
1 北海道	8,648	17,794
2 青森	4,320	5,346
3 岩手	4,325	5,747
4 宮城	2,725	5,361
5 秋田	4,161	5,041
6 山形	4,163	4,453
7 福島	3,997	7,091
8 茨城	3,048	7,093
9 栃木	2,711	4,662
10 群馬	2,721	5,230
11 埼玉	2,714	8,123
12 千葉	3,094	8,411
13 東京	3,155	5,079
14 神奈川	2,583	4,964
15 新潟	3,752	7,292
16 富山	2,318	2,548
17 石川	2,163	2,578
18 福井	2,608	2,367
19 山梨	3,091	3,417
20 長野	4,522	9,067
21 岐阜	2,802	5,715
22 静岡	3,170	7,086
23 愛知	3,122	8,128
24 三重	2,391	4,665
25 滋賀	1,945	2,844
26 京都	1,983	3,530
27 大阪	2,545	5,858
28 兵庫	2,973	7,326
29 奈良	1,831	2,933
30 和歌山	3,199	3,591
31 鳥取	3,486	2,687
32 島根	4,068	3,936
33 岡山	2,771	5,380
34 広島	2,752	6,097
35 山口	2,880	4,528
36 徳島	3,234	3,324
37 香川	2,256	2,835
38 愛媛	3,101	4,892
39 高知	4,112	3,809
40 福岡	2,843	7,100
41 佐賀	2,940	3,145
42 長崎	2,789	4,980
43 熊本	3,554	6,632
44 大分	3,264	4,210
45 宮崎	4,016	4,059
46 鹿児島	3,808	6,419
47 沖縄	1,774	3,025
合計	150,428	250,398

この結果、「地方再生対策費」の00億円、市町村分は2、500億円とし、特に財政状況の厳しい地域に重点的に配分する。総額4、000億円は今後ともほぼ同額を継続する意向だ。

算定方法では、都道府県分は「測定単位」を「人口」とし、第一次産業就業者比率や高齢者人口比率と「人口密度」などで補正する。これに対し、市町村分では、「測定単位」のうち「人口」のうち、250億円程度）分は「単位費用×人口×段階補正×経費の必要度に応じた補正」とし、「補正」では

配分額は、都道府県は標準団体（人口170万人）で20億円程度、市町村分では、人口「10万人規模」（人口9万～11万人の平均）が約2億円程度（基準財政需要額に対する割合1・2%）、同「5万人規模」（同4万～6万人）が1億3、000万円程度（同1・4%）、同「1万人規模」（人口9千～1万1千人の平均）は8、000万円程度（同2・7%）、同「5千人規模」（同4千～6千人の平均）は6、000万円程度（同2・9%程度）とした。

なお、総務省は1月22日の全国都道府県財政担当課長等会議で「地方再生対策費」の全自治体への配分額の試算を示した（別表参照）。それによると、都道府県では北海道が86億円と飛び抜けて高

くなっている。市町村分でも、北海道が178億円と他の都府県より1ケタ多いほか、長野県や埼玉県、千葉県、愛知県で多くなっている。

このほか、魅力ある地方の創出に向けた取組みの成果指標を交付税に反映する「頑張る地方応援プログラム」の交付税措置は、前年度と概ね同様の算定方法により2、200億円程度を算定する。

また、算定方法の簡素化として普通態容補正の個別係数の縮減市町村分の臨時高等学校整備事業の事業費補正廃止 徴税費、戸籍住民基本台帳費（世帯数）に適用されている急増補正廃止 地域振興費（面積）に適用されている投資補正の廃止・などを行う。

一方、新型交付税については、

算定項目の統合は行わず前年度と同様の算定とした。新型交付税は、算定方法の抜本的な簡素化を図り交付税の予見可能性を高めるため07年度から「包括算定経費（新型）」として人口と面積を基本とした簡素な算定方法を導入。同年度の算定額は道府県分が1兆6、160億円、市町村分が3兆3、840兆円の約1割とした。なお、同交付税は「国の基準」づけがない、あるいは弱い行政分野へ基準財政需要額の1割程度）の算定に導入したが、08年度は地方分権改革で新たな「国の関与縮小に向けた取組が現段階では具体化していない」（内藤尚志交付税課長）ことから前年度と同様の算定方式とした。

政 策

地方側の要望を反映したが

08年度の地方交付税の特徴は、これまで減少を続けていた総額が増加に転じたこと。交付税総額は、00年度の21・4兆円が01年度には20・3兆円に減少。それ以降も19・5兆円、18・11兆円、16・9兆円、16・9兆円、15・9兆円、15・2兆円と縮小の一端をたどってきただけに、大きな転換といえる。

その背景には、相次ぐ交付税総額の減少で自治体の財政運営が一

段と厳しくなったことと、昨年の参院選での与党大敗を受けて「格差是正」「地方再生」が大きな政治課題に浮上したことがある。このため、地方六団体は昨年秋には「地方交付税総額を増額するなど、地方財源の充実確保を図る」などと、初めて交付税総額の「増額」を要望。11月には自治体首長ら約300人を集めて、「地方分権改革推進全国大会」を開催し、改めて「地方交付税の復元・増額と機能回復」などを政府に要請。同月下旬の全国町村長大会でも「地方交付

税総額を復元」を決議した。

今回の交付税総額の増加は、これらの一連の地方側の運動の成果ともいえる。現に、地方財政対策で増額が決定したことを受けて、地方六団体は昨年暮れ、「今回の措置により4年間続いた地方交付税削減の流れに歯止めをかけることができた。これは我々が訴えてきた地方の深刻な財政危機に対応したものと受け止めている」との共同声明を発表した。

ただ、今回の増額は、税収の偏在是正(均てん化)で不交付団体

の税収を交付団体に回したものの、ただ財務省が主張する同税収増が交付税総額の減に結びつくことがないよう歳出の「特別枠」として仕組んだのがミソだ。その結果、地方財政計画規模も83・4兆円、前年度比0・3%増と増えているものの、特別枠分を除くと0・2%減となる。「2011年度のプライマリーバランス黒字化」に向けて今後5年間で歳出を11・4、14・3兆円削減するとの「歳出歳入一体改革」を打ち出した「骨太方針2006」の方針を維持した中でこのやり繰りだ。

全国町村会

道路特定財源暫定税率維持で緊急決議

全国町村会(会長・山本文男福岡県添田町長)は、1月30日開催した理事会において「道路特定財源の暫定税率維持についての緊急決議」を決定し、全国会議員に配布した。

道路特定財源の暫定税率維持についての緊急決議

町村における道路は、地域の活性化や住民生活の利便性、安全・安心を確保するための最も基本的なインフラであり、その整備には住

民から強い期待が寄せられている。従って、国が行う直轄事業から町村道事業に至るすべての道路整備事業を引き続き強力に推進することが必要であり、加えて、老朽化した橋梁やトンネル等が急増することによる維持修繕費の増大も見込まれるため、今後とも、道路に係る財源の確保が必要不可欠である。しかし、現在、町村の道路整備については、道路特定財源だけでは賅えず、多額の一般財源をつぎ込まざるを得ないのが実情である。こうした中、今通常国会で大き

な争点になっている道路特定財源における暫定税率が廃止されれば、地方の道路整備は深刻な停滞を余儀なくされるばかりでなく、すでに極めて厳しい状況にある町村の財政運営に重大な影響を与え、教育や福祉などの他の行政サービスが低下するなど住民生活に大きな支障が生ずる事態となる。よって、政府・国会におかれては、立ち遅れている地方の道路整備の状況を十分認識し、道路特定財源が地方の貴重な財源となっている現状にかんがみ、暫定税率の適用期限を延長し、平成20年度以降も現行の税率水準が維持されるよう強く要望する。

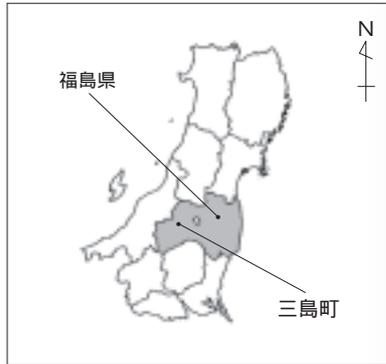
の税収を交付団体に回したものの、ただ財務省が主張する同税収増が交付税総額の減に結びつくことがないよう歳出の「特別枠」として仕組んだのがミソだ。その結果、地方財政計画規模も83・4兆円、前年度比0・3%増と増えているものの、特別枠分を除くと0・2%減となる。「2011年度のプライマリーバランス黒字化」に向けて今後5年間で歳出を11・4、14・3兆円削減するとの「歳出歳入一体改革」を打ち出した「骨太方針2006」の方針を維持した中でこのやり繰りだ。このため、総務省の瀧野事務次官は、1月31日の全国町村会定期総会での講演でも、今回の財政措置について、国・地方の財政が厳しい中、自治体の内部でやりくりして「財政再建と財源の厳しいところの財源確保を両立させた」と強調。併せて、「平成20年度は何とかしたが、さらに厳しい状況は21年度以降も続く。厳しい財政状況の町村財政がきちんと回るよう確保したいと思うが、内容は厳しいものがあることを認識いただき」と述べた。自治体側の「悲鳴」を受けて08年度の地方交付税総額は増加に転じたとはいえ、今後もその傾向が続くのかどうか、楽観は禁物だ。

(自治日報記者 井田正夫)

現地レポート

地域資源を活かした活性化策

「ふるさと運動」で生み出した地域の宝 〜日本一の桐の里を目指して〜



はじめに

昭和49年、三島町はふるさと運動の取り組みを開始します。きっかけは、このままではムラが減びてしまうという危機感からでした。その頃、東京では光化学スモッグが話題となっており、宮田輝氏が司会をつとめる「ふるさとの歌まつり」が人気番組でした。仕事を求めて都会に出て行く人がいる傍ら、都会ではふるさとがないという人も増えていたのです。

故郷喪失感、国をあげた人口

大移動がきっかけといわれますが、唱歌に謡われたように明治時代から始まっています。本町の属する只見川流域は、戦前から、水力発電地帯として国家的な役割を果たしてきました。

現住人口2,212人。社会変動の波に揉まれながら中山間地域、特別豪雪地帯、少子高齢化、過疎化の農山村が次代に何を残し伝えるのか、と模索を続けました。特に、平成の大合併が終息した感がある今日、最大の課題は地域経営の立て直しと考えています。

本町も誘致企業の撤退や建設業の不振、財政事情の厳しさから町村合併に取り組みました。しかし、残念なことに稔らず、現在は町内プロジェクトチームによる自立計画を策定中です。

地域の資源を活かす

第3次となる振興計画のシンボル事業は、「エコミュージアム構



福島県 三島町

紙(神)雛を送るひな流し(高清水地区)

フォーラム

想」で町全体を生活博物館にする計画です。

平成18年度から、若手職員が中心になりプロジェクトチームを結成しました。この方式は町民・職員ともに公募方式にしました。何かといえ、構想を実現するためには通常の職務体制だけでは解決できない様々な課題があり、何よりも「やる気」が必要条件と思われたからでした。

1年目は試行錯誤的な議論を繰り返しながらも、福島県の支援を得て地域資源再発見をテーマに集落に向くワークショップや都市農村交流新展開の講演会を実施し

ました。2年目は奥会津案内講座、箱膳食育イベントを企画しましたが、併せてエコ・プロの活動支援のために東北電力㈱が「まちづくり元気塾」で応援してくれました。

この塾によってエコ・プロの活動目標は、「前向きにこの町で生きていく人を育てる」ことだと確認されたのです。そして、塾の最後(3回目)は「冬の食彩ミュージアム」と題した取り組みでした。子育て真っ最中の女性をはじめ幅広い参加者たちが、「食」の重要性和食による交流方法について分かち合いました。「知育・徳育・体育



桐の花

がなければ人は育たない」といわれますが、女性パワーにより町民自らが結びつきを深める民間協働がスタートした瞬間でした。

また、かつて町の中心街やいたるところで見られた桐の花が薫る景観を「桐源郷」と呼び、エコミュージアムの象徴として位置付けることにしました。この他にも温泉、山菜、苺、蕎麦、会津地鶏などの特産品振興にも力を注いでいるところです。

冬の食彩ミュージアム



現状です。

日本一の桐の里づくりが桐文化を護る

只見川流域のブナ原生林は多様な動植物が植生、棲息し、その規模は世界遺産級といわれております。また、この流域は地味に恵まれていたことから、桐の植栽が盛んに行われてきました。

本町にも、天恵木に相応しい「宮下桐」と名付けられた会津桐が伝承されています。しかし、永年の栽培がもたらす忌地現象、輸入材による価格の暴落などによって、植栽熱が冷めかけているのが

「キ組」を結成し活動を開始しました。また、撤退した工場跡地で桐を不燃化し木製ドア類を製造する会社が進出し、これまでの工芸的利用に新しい建材の分野が加わりました。さらに、この企業の社員と地元若手有志が、「桐の応援団」を結成し、NPO法人を取得しました。この団体は町外の民間資本により植栽を始めましたが、これもCO₂削減など桐の持つ公益性に着目したのが発端です。

順風が吹いてきましたが、それでも何かが足りない。会津桐を再生させ、桐源郷を創るために何が必要かと考えました。

フォーラム

かつていませんが、享和2年(1800年)には禁止の古文書があることから、その頃、既に行われていたことは想像できません。

小正月の1月15日、雪の中から伐り出した御神木に藁を巻き、立てて燃やす神送りの行事ともいわ

れますが、村人はこそつて厄を払い豊作と安寧を願います。

この度、本町のサイの神が文化審議会で国の重要無形民俗文化財に答申されました。嬉しいニュースです。

この他にも「ひな流し(3月上旬)」、「虫送り(6、7月上旬)などの諸行事がありますが、いずれも特定の神官や僧侶が関与するものではなく、その時々々に町民が主役となり素朴に祈る民間信仰の世界といえます。

最後に

ふるさと運動はよく行政主導型と評価されてきました。目立った史跡や神社仏閣などなかった本町は、資源を活かして

技術を磨き、それを宝にしていく試みの連続でした。磨き方は、三島町を愛してくれる特別町民や名誉町民の方々に、陰に陽にサポートしていただいた協働の産

物そのものです。おかげさまで平成15年、毎日地方自治大賞受賞 「農家の玄関を工房に都会人と素朴に交流」。平成19年、総務大臣表彰 「過疎山村振興事例 ふるさと運動から生まれたものづくり・人づくり・町づくり」。文部科学大臣表彰 「三島小学校・よい歯の学校表彰で全国初の2度目の日本一」。毎日カップ「中学校体力づくりコンテスト、三島中学校全国優良校」。福島県声楽アンサンブルコンテスト(男声合唱) 「三島中学校金賞受賞」。がんばる地方応援プログラム 地方交付税の増額など成果が顕れてきました。

山ブドウ細工



マタタビ細工



サイの神



これからも、日本のふるさとに相応しい地域を創っていきたく願っております。

(三島町産業建設課長・自立再生担当 五十嵐政人)

三島町へのアクセス

平成9年にはいわきと新潟を結ぶ磐越自動車道が全線開通しており、会津坂下インターから本町の中心地である会津宮下まで約15分の距離です。鉄道はJR只見線で会津宮下駅。この路線は山河を縫って走り「秋の紅葉列車ベストテン」で第1位に選ばれるなど人気上昇中です。

何かと面倒な相続手続き、お手伝いいたします。

遺産整理業務 [わかし愛]



※遺産整理業務には所定の手数料がかかります。※遺産整理手続き完了時(例)遺産額2億円の場合、遺産整理業務手数料2,887,500円(消費税込み)。(平成17年10月1日現在)

三菱UFJ信託銀行

お問い合わせは ☎0120-349-250 ご利用時間/平日・土・日 9:00~17:00(祝日等を除く)(回線が混雑しましたらEメールを送ってください)

NaviNaviNaviNavi 町村 NaviNaviNaviNavi

県町 受験の中学生に
城麻町 灯油購入助成
宮色

町は、原油価格高騰により灯油等の価格が引き上げられていることを受け、受験を控えた中学3年生に灯油購入助成券を配布した。受験生を応援するのが目的で、町立中学校の3年生75人に、1人当たり6、000円分の助成券を配布した。なお低所得者など200世帯にも助成券を配布している。

助成券の配布は伊藤拓哉町長の発案。町の温泉施設で重油を燃料とするボイラーを木質チップボイラーに変えることで浮く財源を町民に還元しようとしたもの。

予算は中学3年生向けと低所得世帯等合わせて165万円。1月24日に臨時議会を開き決定、翌日、中学校で助成券を配布した。

町はこれまでも中学3年生までの医療費無料化など子育て支援に力を入れている。

県村 職員が選挙手当を寄付
島館 福飯

村職員は今後5年間、村が実施する選挙の事務手当を村

に寄付する。「自立の村づくり」を進めるため、職員が自発的に菅野典雄村長に申し出た。

寄付するのは、投票票日午前8時30分から午後5時15分までの選挙事務担当者の手当。村によると、前回の村長選で計算した場合、職員53人分で約100万円になるという。1度手当を支給した後に村に寄付する形をとる。対象は村長、村議、農業委員会の各選挙。7月の農業委員会選挙から適用する。

寄付金の使途は決めていないが、総務課によると菅野村長は職員の提案に対して「ありがたい」と話しているという。

都村 若年世帯定住へ
京原 東檜 住宅建設費補助

村は過疎対策として、村内に新規に住宅を建設・購入する若者世帯に補助金を交付する「若者世帯定住促進事業」を始める。若者世帯が村外へ転出するのを防ぐとともに、新たに村に定住してもらうのが目的。

同事業は、村内に住宅を新築するか、新規に建設された

住宅を購入し、10年以上住み続ける意志がある夫婦合わせて80歳未満、45歳未満の単身者に補助金を交付するもの。

補助額は、村内の建築業者を使い、村産材で住宅を新築・購入した場合に、建築請負額・建物購入価格の15%（転入世帯は10%）か100万円のどちらか低い方を助成する。

県村 村有林交換プロジェクト
長野上 野上 大 クトを実施

川上村と大桑村はそれぞれの村有林を交換する「村有林交換プロジェクト」の盟約書に調印した。両村の木材供給と交流のシンボルとして川上村のカラマツ林に「大桑の森」が、大桑村のヒノキの村有林には「川上の森」が設けられた。

大桑村では、「来年以降、木材供給を中心としながら『ひと』と『もの』の交流を進めていく」としている。

なお川上村が根羽村とも村有林交換を行っていることから、大桑村も来年度以降、根羽村との間で同様の調印を行う予定。将来的には3村で

「信州材トライアングル」として連携し、交流を重ねて「信州の木」のブランド力の向上と普及を目指したい考えだ。

県町 企業立地促進条例を
分大 出日 制定

町は、町内に進出した企業に固定資産税の50%相当額を助成する「企業立地促進条例」を制定した。企業立地の促進により、産業の振興や雇用拡大を図るのが目的。4月1日から施行する。

助成の対象となる企業は、製造、情報通信、卸売、運輸、非破壊検査、自然科学研究所などの各業種。助成の要件は、製造業が新設する場合は、土地や建物、機械設備などにかかった経費が総額1億円以上、その他の業種や、町内の製造業が増設する場合は5、000万円以上が条件。また新設は10人以上、増設は5人以上の新たな雇用が必要となる。

助成額は、用地取得費用の10分の1（上限1、000万円）を補助するとともに、固定資産税課税の50%相当額を3年間補助する。

情 報

旧東ドイツ地域の 人口減少社会への対応(その一)

自治体国際化協会
ロンドン事務所長 務台 俊介

私が暮らしている英国では、東欧諸国をはじめとする諸外国からの移民により将来の人口増の影響をどのように吸収していくべきかが大きな政策論争の的になっていますが、一方で東欧諸国は急速に進む人口減に悩んでいるのです。

2007年11月末のドイツを代表する週刊誌であるシュピーゲルは、北海道の夕張の取材記事を掲載(注1)しています。シュピーゲルは、最近の日本の財政構造改革が、「大都市と地方の格差を拡大し、その結果が参議院選挙での自民党の敗退を招き、選挙民はスローガンよりも安全を欲し、その結果新しく就任した首相の福田新総理は衰退したコミュニケーション支援を約束した」との論調です。ドイツの週刊誌の目から見て、わが国では格差是正のための日本の地域活性化策、コミュニケーション政策が注目されているという見立てです。実はそのドイツ自身も特に統一後、

旧東側は人口減少に悩み、日本の苦しみが決して他人事ではないのです。

縮小する都市(シュリンキングシティ)に関する政策対応が日本でも大きな関心呼び始めていますが、夕張問題に限らず、人口が減り始めた日本も本格的な政策対応が求められています。限界集落問題などはその端的な発現形態ですが、残念ながらわが国ではこの問題が政策当局により真正面から取り上げられることはこれまでありませんでした。

それどころか、財政構造改革の流れの中で、条件不利地域が見捨てられるのは当然であるというような経済学者の発言が著名な経済紙を飾ったのはごく最近のことです。

ところで、こうした市場経済主義一辺倒の効率論とは一線を画する動きが欧州大陸にはあります。2007年11月中旬、ベルリンを囲む旧東ドイツ地域のブランデンブルク州を訪問する機会がありました。ブラン

デンブルグ州議会議員、ブランデンブルグ州内務省幹部、ポツダム大学行政研究所長・教授、ブランデンブルグ市町村連盟幹部、ブランデンブルグ州ハーベランド・フレミング広域計画連盟、アムト(自治体が構成する一種の全部事務組合)事務局長、アムト構成自治体の名誉市長といった方々にお会いし、それぞれの立場からの地域の人口減と地域問題、集落問題などに関して多角的な視点を伺ってきました。

都市の活力を農村振興に生かす

ブランデンブルグ州議会議員のメリオール女史からは、ブランデンブルグ州における人口減少と高齢化の進行の中で、州政府与党である社会民主党の地域社会を強くする政策の概要を伺いました。

旧東ドイツの中でも、ザクセン州やザクセン・アンハルト州に比べるとブランデンブルク州は人口減少がまだ緩やかであるとの予測がなされています。しかし、州内の地域差は大きなものがあります。ブランデンブルグ州は独立市であるベルリンを囲む形になっていますが、その周辺地域は人口が増えるところもある一方で、遠隔地域は軒並み人口減が見込まれています。例えばベルリン近郊のポツダム(Potsdam)市は2004年の人口146,000人が2030年には160,000人に増えることが見込まれるのに対し、コトブス(Cottbus)市は同期間で106,000人が84,000人に

減少することが見込まれています。

そのような中で、今後は統合に伴うEUからの補助や旧西ドイツ地域からの支援が見込まれず、減少する財源を元に「選択と集中」が課題となっているとのことでした。ブランデンブルグ州を満遍なく発展させる分散発展政策によっても人口減に対処できなかったという反省もあり、2008年からは州の発展計画を改正し、今後は特色があつて強い地域をより強くする考え方に立ち、それによりブランデンブルグ全体を牽引させるといふ政策、強いところをより強くこを採用していきたい旨の説明がありました。しかしこれに対してはその区域から外れる農村地域からは強い反発があるようです。

一方で、ブランデンブルグ州には、州政府の元に郡と市町村がありますが、郡は都市部と農村部の双方を域内に抱え、都市と農村の両方の発展のバランスを図るよう行政運営をしているとの説明もありました。昔の小さな郡の統合・再編成も行われてきているとのことでした。「都市の活力を農村振興に生かす」考え方に立つものです。

移住補助金の功罪

次に、ブランデンブルグ州内務省のグリューネバルト博士からは体系的で詳細な人口減少政策に関する背景説明や具体例のご紹介を頂きました。博士は内務省勤務の前に、ポツダムから100キロ離れた人口198人の村出身地などから構成される

アマトと呼ばれる行政組織の事務総長も勤めた経験もある方です。

ブランデンブルグ州の内部では、ベルリンを中心にして各市町村をキーを切り分ける如く都市と農村を包含するように郡を作り地域振興面の工夫をしてきたこと、しかし急速に進む高齢化と人口減少の中で大きな問題が顕在化してきていることを具体例を挙げて説明して頂きました。

ブランデンブルグ州では現在250万人の人口が2030年には180万人に減少し、平均年齢も43・1歳が51・5歳に上昇するのだそうです。特に教育水準の高い層が州を去り、高学歴の女性の流出が深刻なのだそうです。その結果男性の結婚難が社会問題になっているとのことでした。しかしこれには州政府の政策の失敗もあつたようです。前の州首相が、失業率が高い時代に反対論を押し切り、州からの移住に対して補助金を支給したのだそうです。その結果高学歴の女性が経済状況のよい旧西ドイツのバイエルンなどに流出し、ブランデンブルグ州の人口構成に深刻な影響を与えたとのことでした。失業給付の負担を軽減しようとした州政府の思惑は、州の将来に深刻な影響を与えたのです。3年ほど前からこの助成金制度は休止されているようですが、当時のやや近視眼的な政策のつけは大きいようです。

野生動物が増える農山村

グリューネバルト博士は現在も198人のライヒバルドという村から

毎日往復200キロを自動車通っているのだそうです。ブランデンブルグ州は無料の高速道路が張り巡らされ日本の農山村よりはずっと交通の便はよいのですが、それでも200キロとは大変です。しかし、博士に言わせると、電車を乗り継いでベルリンから来る人も結局一時間くらいかかってポツダムに通ってきており、便利な自動車を通う自分とそう変わらないとおっしゃっておられました。とにかく、博士は自然の中で過ごすのがこよなく好きなのだそうで、こころは日本と比べ、頑固な価値観の違いを感じます。それでも最近の行き帰りの中で、狼やヘラジカが道路に出てくるのがまああるとおっしゃっておられました。もちろん野生です。EUの農業政策の変化で農地を20%耕作放棄すると補助金が出るようになり、その結果、人里に野生動物が姿を現し出したということなんです。この辺りは、長野県阿智村の岡庭村長がおっしゃるようにイノシシや鹿の被害に悩む日本の山村と似た状況です。

旧東ドイツのこの地域は、多くの人が出身地に留まり都会に通勤するのだそうです。住居移転は考えない人が多いようです。これはとにかく伝統なのだそうです。家族構成も大家族がまだ残り、三世代居住も珍しくはないのだそうです。子供が親の世話をするのは当然であるという、少し前の日本の地方の価値観に似ています。しかし、最近のガソリン価格の高騰で、長距離自動車通勤の経

済的負担が重くなりつつあるという懸念も出ているようです。

あの手この手の効率化対策

人口減少に対する処方箋としては、日本と同様に合併という選択肢があるようです。以前州内に1、479あった市町村が合併により2003年までに434に減っています。州憲法で郡と市町村の役割分担がはっきり分かれている中では自治体間協力が難しいという面がありましたが、法律環境を整えることで自治体の間の協力的体制の構築も進めているとのことなんです。

ITを利用した行政サービス見直しにも取り組んでいるとのことでした。実際に住民が行政機関を訪問するのはせいぜい年に2回であり、そうであればわざわざ具体的な行政機関の建物の設置は必要ではないのではないかと、この観点から仕事の仕方の見直しを進めているとの話もありました。仕事をフロントサービスとバックサービスに分け、バックサービスはほとんど民間に委託するという方式も検討しているようです。

また、これまで行政が行ってきた仕事を住民自らがやったりボランティア組織に委ねたりといった動きも急だということです。「デマンドバス」で必要なときに駆けつけるバス、「市民バス」という仕組みを導入し市民が市民を運ぶ手法など、様々な工夫も行われているとのことなんです。学校の建物を多角的に利用することなどは、当然のように行われて

いるようです。学校は午前中で終わるので、午後は保育園に利用、夜は住民向けの劇場として使うことなどは合理的と考えられているようです。余った保育園は大家族の個人に売却することもありうるのだそうです。要するに公的サービス機能のコンパクト化・集約化・複合化です。

公共投資に補助金を出す際には、将来の人口構造の動きを必ずチェックするようにしているのだそうです。将来に向け無駄な投資にならないようにするためです。私が、日本では、逆に人口を増やすために公共投資が必要だと言った議論が出てくるのですよ、と指摘するとにやりと笑っていました。

集落放棄はしない

それでも日本の「限界集落」のような議論は、この地域では出ていないのだそうです。正確に言うと住民が自ら判断して集落から住民が居なくなることはあっても、行政の側で集落を廃止する議論はない、とグリューネバルト博士は口調を強めて発言していました。

その理屈が振るっています。ドイツは過去に人口減を経験済みだということです。ドイツでは1618年から1648年の30年戦争で多くの人がなくなり人口が減少した歴史があり、更にその前の14世紀にはペストの影響で人口の2/3が死亡した時期があつたが、それでも集落がなくなつたことはなく、歴史的な地名が引き継がれている、との理屈です。

情 報

自然集落の助け合い機能の再評価

博士からは、内務省内におけるアムトの位置づけに関する興味深い話も伺えました。内務省では農村地域のアムトと呼ばれる行政組織を効率性重視の観点から廃止する議論がこれまで主流だったようです。先ほど市町村数が2003年までに434まで減少したと書きましたが、ブランドンブルク州では市町村に2種類あります。144の市町村はアインハイツゲマインデと呼ばれる単一で行政機関を形成する自治体ですが、残りの290の市町村は実は共同でアムトと呼ばれる行政組織を作り、事務の共同執行をしているのです。博士は、自身の属するライヒバルデを含む13町村から構成される人口5、300人のアムトの事務総長を務めていたということになります。ブランドンブルク州にはこのアムトが54あり、このアムトとアインハイツゲマインデを併せた「行政単位」の数は198あるということになります。

なお、アムトを構成する市町村の長は名誉市長と呼ばれ選挙で選ばれますが、アムトの責任者である事務総長は名誉市長が相談の上公募をかけた選任することになります。グリーニューネバルト博士はそうやって過去に選任されたのです。

さて、内務省のアムトの位置づけ議論に戻りますが、一時期のアムト廃止議論は、現在では、行政の直接執行サービスを減少させる動きの中

で、アムト構成市町村のボランティア機能を活用すべきであるとの議論が強くなり、アムトの再評価がなされているとのことでした。

キーワードは、「市民自らが行う」市民社会、独立自治なのだそうです。そしてそのために縦割りであった制度も抜本的に変更を行ってきたのだそうです。これまで学校の教員の任命や給与負担は州政府の責任であり市町村は学校の設置権限しかなかったのですが、教員人事権も市町村に委ね市町村に当事者意識を持たせようとしているのだそうです。

博士の認識では、人口減少は解決策が見出せるものではなく、その与件を前提に、どのように対処するかを皆が政策論議に参加して対処を考えるしかない、とのことでした。人口減少を抱える日本で分権議論が出てきているの何やら似通った局面です。

「都市縮小」の手法とその課題

その中で、都市の縮小の手法としてシユタート・ウンパウと呼ばれる都市再建の事例も紹介していただきました。ブランドンブルク州とポーランドの国境地域に所在するシュベット・アン・デル・オデルという都市は、旧東ドイツ時代重工業都市として発展し、45,000人の人口を数えましたが、今では30,000人を切っているのだそうです。もともと8・10万人を想定して団地を作ったものの、現在ではその過剰団地を4,500戸壊し、緑地を増やす都市

再建を進めているのだそうです。連邦政府の補助があつて実現できているプロジェクトです。人口規模に見合ったコンパクトで居住環境のよい都市づくりを目指し人々の定住を促進することが目的ですが、なかなか思いどおりにはいかないようです。

というのも、住居を壊すことで従来のコミュニティも壊れてしまうことになるのだそうです。居住環境のよくなったところは家賃が上昇し、勢い所得の高い人が移り住み、貧しい人は従来のように居住するという二極分化が発生するのだそうです。道路などの社会資本も過剰で、道路をコンパクトにし街路を明るくするにも資金が必要になります。下水管理も頭を悩ます問題のようです。下水には一定の水量が流れないと下水が詰まってしまふのだそうです。おまけに下水利用者が減ると一人当たりの使用料が増えて負担しきれなくなってくるのです。

このような問題を含め、都市再建の投資と維持費の負担は連邦政府の支援がないと機能しないという実態があるのだそうです。人が住んでいない住居が個人所有の場合にはどうやって同意を取り付けるかの課題もあり、資本主義経済に移行した中で都市の再生はまだまだハードルが高いようです。(続く)

注1 シュピーゲル記事

<http://www.spiegel.de/international/world/0,1518,520703,00.html>

ひとまず預けて、いつでも納得運用



- お申込みは100万円以上1円単位。
- お引出しや本商品からの預替えは、1円単位で原則いつでも可能。
- 当社による元本補てん、利益の補足はありません。
- お申込みの際は別途ご用意する商品説明書をご覧ください。

みずほ信託銀行 **0120-081506**
受付時間/午前9時～午後5時 土・日・祝日・銀行休業日を除きます。



私たちは資産を守る
パートナーです。

金融資産の運用から、相続対策、遺言、不動産管理まで、私たちが、お客様のパートナーとして、世代を超えて、お付き合いさせていただきます。

まずは、お気軽にご相談ください。

皆さまからのお電話や来館、心よりお待ちしております。

●資料のご請求は下記までお問い合わせください。
インフォメーションデスク
0120-897-117

信託世代の、
住友信託銀行

随 想

随 想

我が人生奇也



滋賀県町村会長
多賀町長

夏原 覚

私の生家は、果樹園(桃)の生産農家。長兄は支那事变で傷痍軍人として帰還、次兄は大東亜戦争でビルマで戦死、三弟の私は旧中学校三年修了で中退し、家業を手伝い朝から晩まで桃の運搬等を頑張っていた。

23歳のある日、七月の夕方、わかにか雨が降り出し、雷鳴が鳴り響くなか、まっしぐらに帰る途中、野原にある大川に架かった土橋に乗るか乗らないかの一瞬、目もくらむ閃光に、「パン、ドドド」と大爆音、落雷である。一瞬怯みながらも逃げ帰ったが、落雷の対象物は私のみ、一面の野原、土橋に乗った途端であったのでアースしなかったのか？翌日現場に立つと、土橋のわずか50cm手前に大きな穴が二つあいていた。奇なり。それ以後、私は、何かに守られて

いる、神様に守られている、そんな意識を持つようになった。

また、25歳の時には、全国農村派米青年の滋賀県代表に選ばれ八月間アメリカに派遣された。帰国後は、まっさきに大農機具トラクターを購入し、山林の植林用の苗木生産業者に変業し、以後十五年余、杉苗、松苗の生産に励む毎日。そうした作業を続けていた時、大企業の社長と専務のお二人がハンターとして来町され、たまたま私が案内役を務めることとなった。二年程お付き合いさせていただいた頃、社長から「私の会社の仕事をやりませんか？」との話。「どんな仕事ですか？」「カラーテレビの部品作り」。昭和四十二年頃、カラーテレビの大普及で上昇一途の時代である。ひよんな出会いから会社をはじめることとなった、人

との縁これまた奇なり。

町長選に出馬？なんて毛頭考えはなかった。では何故？平成八年、町長選挙まで40日余りとなった日、突然拙宅への訪問者があり、実は今度三月上旬の町長選挙に出馬します。ついては、後援会の役員になつてほしいのでお願いに参りました」とのこと。丁重にお断りするも、懇願は続き帰られない。思案に窮し、私が出馬したらどうする？との全くの逃げ口上をうった。それなら仕方ありません。帰ります、やれやれである。しかし、お聞きした話を思い出すと腑に落ちないことだらけ、そうなるともう許せない、よし己も本当に出馬して改革だ！(その時歴史が動いた)

大方の予想では、四分六で相手候補が勝つという選挙戦であったが、投票の結果は、小差ながら私が当選。現在、二期目も最終盤に入つて三月十七日で終了であるが、これまで、小学校の統合、総合福祉会館の建設、農地の構造改革完成、保育園二園の改築、工業団地への企業十社の誘致完了等々、それなりの目的を達成できたと思つた。また、昨年四月より県町村会長の大役を仰せつかる。全国町村会長会、要望活動、陳情運動、大会参加、県知事への要望活動等、充職の多いこと。町長への出馬、あげくに

は県の町村会長を務めることとなることは、思いもよらないことばかり、実に奇なりである。奇すべてが幸運に繋がっている。幸せなり。

多賀町には、全国的に有名な多賀大社がある。滋賀県の湖東地域の氏神であるが、全国にも約5万人の信者がおられ、年間の参拝者も百七十万人を数え、滋賀県最大の信仰、観光の名所となっている。ご神体の国生みの神、伊邪那岐、伊邪那美のご両神御夫婦神は、伊勢神宮の天照大神の御両親と云い伝えられている。

多賀大社のご加護であるのかどうか、それこそ神のみぞ知るところ。とは言え、喜寿を迎えた今思うのは、誠に「人生奇也」である。今年、4月22日の多賀大社春季古例大祭では、馬頭人(ばとうじん)という大役を賜った。近江湖東地域の名士の名譽ある大役と云い伝えられており、大変光栄なことと喜びお引き受けしたが、いまは、これまでの人生に感謝しながら、春を待ち遠しく思つ・・・

「お伊勢参らば お多賀へ参れ
お伊勢お多賀の子でござる」

自然豊かな 環境は良し

山碧く 水清く 心豊かな

多賀のまち

未来に希望を抱きつつ